

## 財政援助団体等監査結果報告

[公益財団法人神戸市公園緑化協会]

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	河南ただかず

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査の対象

公益財団法人神戸市公園緑化協会（以下「協会」という。）における出納その他の事務（神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理（神戸総合運動公園，森林植物園）に係る出納その他の事務を含む。）で、主として平成30年度執行の事務

### 2 監査の期間

令和元年9月13日～令和元年12月20日

### 3 監査の方法

監査は、出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

### 4 団体の概要

#### (1) 設立の趣旨

都市緑化、公園緑地及び動物園に関する事業を通して、市民や行政との協働の理念による潤いと彩りあふれる市民生活の実現を推進し、市民に憩いと安らぎの場を提供することにより、市民の健康増進、余暇活用の促進及び教育文化の向上に寄与することを目的として、昭和43年4月に設立され、平成23年4月に公益財団法人に移行した。なお、平成8年4月に財団法人神戸王

子動物園協会と統合している。

(2) 本市との関係

① 出捐

協会の基本財産は、2,400万円であり、本市は1,200万円（50%）を出捐している。

② 財政援助

ア 助成金

平成30年度は、生垣緑化助成金として、26万円を交付している。

イ 負担金

平成30年度は、都市緑化推進行事負担金として、500万円を交付している。

③ 公の施設の指定管理

平成30年度は、神戸総合運動公園、森林植物園の指定管理者として協会を指定している。また、離宮公園、大原山・掖谷公園（テニスコート・駐車場）及び相楽園の指定管理者として、協会を含む2団体で構成する共同事業体を指定している。指定管理料（利用料金制施設を除く）は、合わせて8億1,432万円支出している。

ア 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等は第1表のとおりである。

第 1 表 指 定 管 理 料 等

(単位 金額：千円)

【協会単独】	神戸総合運動公園		森林植物園		
指 定 期 間	平成27年度～令和元年度		平成30年度～令和4年度		
指 定 管 理 料	402,542		194,693		
(うち修繕費) ※1	(58,324)		(59,520)		
(修繕費のうち災害復旧費) ※2	(7,622)		(39,041)		
【共同事業体】	離宮公園 ※3		大原山・掖谷公園 テニスコート及び駐車場※4		相楽園 ※5
指 定 期 間	平成30年度～令和4年度		平成29年度～令和3年度		平成30年度～令和4年度
指 定 管 理 料	※6	177,115	－(利用料金制)		※6 39,972
(うち修繕費) ※1		(15,999)	－(市負担)		(1,498)
(修繕費のうち災害復旧費) ※2		(3,245)			(－)
利 用 料 金 収 入		－	14,667		－

※1 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。

※2 平成30年度は台風被害があったため、修繕費に上乘せし精算している。

※3 指定管理者は神戸市公園緑化協会・神戸市造園協力会グループであり、代表団体が神戸市公園緑化協会、その他の構成団体が神戸市造園協力会である。

※4 指定管理者は神戸市公園緑化協会・ITCグループであり、代表団体が株式会社ITC、その他の構成団体が神戸市公園緑化協会である。

※5 指定管理者は神戸市造園協力会・神戸市公園緑化協会グループであり、代表団体が神戸市造園協力会、その他の構成団体が神戸市公園緑化協会である。

※6 須磨離宮公園、相楽園の指定管理料は、共同事業体としての金額である。

## イ 選定理由

### a 神戸総合運動公園

指定管理者選定のための公募を実施したところ、2団体の応募があり、指定管理者選定評価委員会において、「申請者に関する項目」、「事業運営に関する項目」、「管理コスト」の3項目について総合的に評価した結果、協会を指定管理者として選定した。

### b 森林植物園（非公募）

協会は、同園を長年に渡り専門性をもって管理運営に携わり、良好な園地管理に努めてきており、今後も良好な管理運営を行うことが期待できる。

市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」においては、「専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合」については非公募選定をすることが可能であるとされており、これらのことから協会を指定管理者として選定した。

### c 大原山・掖谷公園テニスコート及び駐車場

指定管理者選定のための公募を実施したところ、応募は1団体であったが、指定管理者選定評価委員会において、「申請者に関する項目」、「事業運営に関する項目」、「管理コスト」の3項目について総合的に評価を行い、指定管理者としての業務遂行能力を有するとして、協会を構成団体のひとつとする共同事業体を指定管理者として選定した。

## ウ 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会が毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成30年度の総合評価(AAA, AA, A, B, Cの5段階評価)及び主な所見は第2表のとおりである。

第 2 表 総合評価及び主な所見

【協会単独】	神戸総合運動公園	森林植物園
総合評価※	AA	AA
主な所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨や台風、猛暑の影響で屋外施設の利用が減少するなど厳しい環境となったが、施設使用料は目標額を上回った。</li> <li>・今後も、本市随一のスポーツ拠点として、市民のスポーツ振興やレクリエーション、健康づくりの場として貢献していくことに期待する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は豪雨災害により甚大な被害を受け、一部施設の閉鎖など、災害の影響がとりわけ大きかった。</li> <li>・しかし、植物・森林の適切な管理をおこない、さまざまなイベントを企画するなど、着実な運営をおこなった。</li> <li>・今後も、自然を生かした森林景観創出の取り組み、多目的広場を活用した多様な企画などにより、新たな入園者獲得に努められたい。</li> </ul>
【共同事業体】	離宮公園	大原山・掖谷公園テニスコート及び駐車場
総合評価※	AAA	AA
主な所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雨災害による一部施設の閉鎖や猛暑など厳しい環境となったが、園の魅力向上、景観整備をすすめるとともに、多様なイベントを企画・実施し、入園者数・入園料収入ともに目標を上回った。</li> <li>・今後も、中長期的展望に基づいた安定的な園地管理を行うとともに、園の魅力創出及び新たな入園者獲得に努められたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台風被害による施設の破損や猛暑による夏季の利用減少など厳しい環境となったが、テニススクールや独自トーナメントの開催など提案内容を着実に実施し、利用件数・使用料収入ともに前年並みを確保した。</li> <li>・ナイター設備の新設など利用者拡大に向け積極的な姿勢を示しているところであり、今後も利用者増加に取り組まれたい。</li> </ul>
【共同事業体】	相楽園	
総合評価※	AAA	
主な所見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の登録文化財である神戸唯一の近代日本庭園として、施設を活用したイベント、多様な講座など着実に実施した結果、入園者数・入園料収入ともに目標を上回った。</li> <li>・インバウンドへの対応、多様な客層に向けた広報に努め、集客につなげた。</li> <li>・引き続き、指定管理者が持つ専門性を十分に活かして、新たな入園者獲得に努められたい。</li> </ul>	

※ 総合評価は、運営実績（運営状況、利用状況、収支状況など）について、指定管理者からの提案内容の達成度や過去の運営実績との比較などを踏まえて行っており、Aは、ほぼ提案内容どおりの管理運営がなされているものである。

#### ④ 役職員数

令和元年7月1日時点の役職員数は146人であり、うち本市派遣職員は22人である。

#### (3) 事業の概要

協会及び主な事業所の所在地は、第3表のとおりである。

第 3 表 協会等の所在地

事業所	所在地
協会（事務所）	須磨区緑台（神戸総合運動公園管理センター）
離宮公園	須磨区東須磨 1-1
森林植物園	北区山田町上谷上字長尾 1-2
神戸総合運動公園	須磨区緑台
相楽園	中央区中山手通 5 丁目 3 番 1 号
住吉公園	東灘区住吉宮町 3 丁目 4
大和公園	灘区中郷町 5 丁目
大原山公園	北区大原 2 丁目 3 1
掖谷公園	北区鹿の子台南町 5 丁目 2
花と緑のまち推進センター	中央区諏訪山町 2-8
海浜公園	須磨区若宮町 1 丁目
奥須磨公園	須磨区多井畑字池の奥上 1 8
垂水健康公園	垂水区名谷町字丸尾
アジユール舞子	垂水区海岸通
神戸青少年公園	北区淡河町野瀬字南山
動物園事業部	灘区王子町 3 丁目 1-1 神戸市立王子動物園内

協会の事業の概要は以下のとおりであり、主な業務量の比較は、第 4 表のとおりである。

① 緑化啓発

花のフェスタこうべ等の緑化啓発イベント、民有地の緑化活動に対する助成事業、神戸まちなみ緑花コンクール、花と緑の緑花相談、緑化リーダー等ボランティア人材育成を実施し、市民の緑化意識の高揚を図っている。

② 公園施設等の維持管理

海浜公園や奥須磨公園、垂水健康公園などの一般公園の維持管理及び運動施設の利用調整業務を行うとともに、環境学習や市民主体イベントの協働実施、健康増進などの事業を実施し、多様な利活用の促進を図っている。

さらに、動物園事業として、動物科学資料館において特別展や各種イベントの開催等を通じて、動物に関する知識の普及と理解の増進を図っている。

③ 指定管理者事業

指定管理者として、神戸総合運動公園、森林植物園、離宮公園、大原山公園・掖谷公園テニスコート及び駐車場、相楽園、国営施設であるあいな里山公園の管理運営業務を行っている。

④ 附帯事業の経営

公園利用者のための利便施設として、駐車場、レストラン、喫茶店、売店等の経営をはじめ、動物園の遊戯施設、ベビーカーの貸出、市民農園の運営管理やテニススクールの実施等各種の自主事業を行っている。

第 4 表 業 務 量 の 比 較

項 目		平成30年度	平成29年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
緑 化 啓 発					
花のフェスタこっぺの開催	入 場 者 数	23,000人	23,000人	0人	0.0
グリーンフェスタこっぺの開催	〃	7,000人	10,000人	△3,000人	△ 30.0
菊花展の開催	出 品 数	386点	366点	20点	5.5
	入 園 者 数	27,710人	22,887人	4,823人	21.1
公園施設等の維持管理					
一般公園の維持管理	公 園 数	11公園	11公園	0公園	0.0
運動施設の維持管理					
テニスコート	施 設 数	21面	21面	0面	0.0
野 球 場	〃	11面	11面	0面	0.0
球 技 場	〃	5面	5面	0面	0.0
花 壇 管 理					
花のプロムナード花壇の管理	箇 所 数	28箇所	28箇所	0箇所	0.0
ふれあい花壇の管理	〃	10箇所	10箇所	0箇所	0.0
フラワーほっと花壇の管理	〃	6箇所	6箇所	0箇所	0.0
都市公園の施設点検	公 園 数	1,630公園	1,601公園	29公園	1.8
指定管理者業務					
離宮公園					
公園の管理運営	入 園 者 数	286,023人	297,484人	△11,461人	△ 3.9
駐 車 場	利 用 台 数	44,045台	44,767台	△722台	△ 1.6
森林植物園					
植物園の管理運営	入 園 者 数	213,447人	228,659人	△15,212人	△ 6.7
駐 車 場	利 用 台 数	46,049台	48,028台	△1,979台	△ 4.1
神戸総合運動公園					
ユニバー記念競技場	利 用 率	47.0%	48.7%	△1.7P	△3.5
グリーンアリーナ神戸	〃	80.8%	83.8%	△3.0P	△3.6
テニスコート	〃	38.4%	39.7%	△1.3P	△3.3
駐 車 場	利 用 台 数	357,507台	378,473台	△20,966台	△ 5.5
相 楽 山 公 園	入 園 者 数	104,109人	96,466人	7,643人	7.9
あ い な り 山 公 園	〃	43,917人	39,795人	4,122人	10.4
動物園事業					
動物科学資料館管理運営業務	図書室利用者数	3,208人	3,108人	100人	3.2
遊戯施設、売店、レストラン等	遊 戯 施 設 数	19機種	19機種	0機種	0.0
(動物園入園者数)	入 園 者 数	(1,087,572人)	(1,107,212人)	(△19,640人)	(△1.8)
附 帯 事 業					
駐 車 場					
海 浜 公 園	料 金 収 入	187,900千円	197,251千円	△9,351千円	△ 4.7
須 磨 浦 公 園	〃	29,737千円	47,644千円	△17,907千円	△ 37.6

(4) 経営状況及び財政状態

協会の会計は、公益法人会計基準を適用しており、消費税処理は税抜処理である。

① 経営状況

経営状況は、第5表のとおりである。

第 5 表 比較正味財産増減計算書

(単位 金額：千円)

科 目	平成 30 年度		平成 29 年度		対前年度 増	対前年度 減	対前年度 増減率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>							
【 経 常 増 減 の 部 】							
(1) 経 常 収 益 (a)	2,403,451	100.0	2,345,898	100.0	57,552		2.5
① 基 本 財 産 運 用 収 益	192	0.0	192	0.0	0		0.0
② 特 定 資 産 運 用 収 益	837	0.0	781	0.0	56		7.2
③ 事 業 収 益	2,386,078	99.3	2,327,345	99.2	58,733		2.5
④ 受 取 補 助 金 等	956	0.0	731	0.0	225		30.8
⑤ 受 取 負 担 金	12,436	0.5	12,922	0.6	△ 485		△ 3.8
⑥ 受 取 寄 付 金	1,908	0.1	2,549	0.1	△ 641		△ 25.1
⑦ 雑 収 益	1,042	0.0	1,377	0.1	△ 334		△ 24.3
(2) 経 常 費 用 (b)	2,345,621	100.0	2,343,819	100.0	1,802		0.1
① 事 業 費	2,342,814	99.9	2,340,649	99.9	2,164		0.1
② 管 理 費	2,807	0.1	3,169	0.1	△ 362		△ 11.4
当期経常増減額 (A = a - b)	57,829	—	2,078	—	55,750		ほぼ皆増
【 経 常 外 増 減 の 部 】							
(1) 経 常 外 収 益 (c)	8	—	0	—	7		ほぼ皆増
(2) 経 常 外 費 用 (d)	794	—	469	—	324		69.1
当期経常外増減額 (B = c - d)	△ 785	—	△ 468	—	△ 317		67.7
他会計振替前前期一般正味財産増減額 (C = A + B)	57,044	—	1,610	—	55,433		ほぼ皆増
他 会 計 振 替 額 (D)	—	—	—	—	0		0.0
税引前当期一般正味財産増減額 (E=C+D)	57,044	—	1,610	—	55,433		ほぼ皆増
法人税, 住民税及び事業税 (F)	16,744	—	222	—	16,522		ほぼ皆増
当期一般正味財産増減額 (G=E-F)	40,299	—	1,388	—	38,911		ほぼ皆増
一般正味財産期首残高 (H)	417,944	—	416,556	—	1,388		0.3
一般正味財産期末残高 (I=G+H)	458,244	—	417,944	—	40,299		9.6
<b>II 指定正味財産増減の部</b>							
指 定 受 取 寄 付 金	1,136	—	1,417	—	△ 281		△ 19.8
基 本 財 産 運 用 益 (指)	192	—	192	—	0		0.0
特 定 資 産 運 用 損 (指)	△ 112	—	—	—	△ 112		皆減
一般正味財産への振替額	△ 2,100	—	△ 2,741	—	641		△ 23.4
当期指定正味財産増減額 (J)	△ 884	—	△ 1,132	—	247		△ 21.8
指定正味財産期首残高 (K)	157,104	—	158,236	—	△ 1,132		△ 0.7
指定正味財産期末残高 (L = J + K)	156,220	—	157,104	—	△ 884		0.0
<b>III 正味財産期末残高 (M = I + L)</b>	<b>614,464</b>	<b>—</b>	<b>575,049</b>	<b>—</b>	<b>39,415</b>		<b>6.9</b>

② 財政状態

財政状態は、第6表のとおりである。

第 6 表 比較貸借対照表

(単位 金額：千円)

科 目	平成 30 年度末		平成 29 年度末		対前年度 増	対前年度 減	対前年度 増減率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率			
資 産	1,218,267	100.0	1,270,574	100.0	△ 52,306	△ 4.1	
I 流 動 資 産	561,035	46.1	579,942	45.6	△ 18,906	△ 3.3	
現 預 金	48,853	4.0	54,336	4.3	△ 5,482	△ 10.1	
預 入 金	335,890	27.6	418,386	32.9	△ 82,495	△ 19.7	
未 収 入 金	142,511	11.7	63,132	5.0	79,378	125.7	
前 払 掛 金	168	0.0	110	0.0	57	51.8	
商 品	24,263	2.0	23,257	1.8	1,006	4.3	
立 替 金	1,389	0.1	1,277	0.1	112	8.8	
前 払 費 用	45	0.0	79	0.0	△ 34	△ 43.0	
保 証 金	7,912	0.6	8,828	0.7	△ 916	△ 10.4	
	—	0.0	10,533	0.8	△ 10,533	皆減	
II 固 定 資 産	657,231	53.9	690,631	54.4	△ 33,399	△ 4.8	
1 基 本 財 産	24,000	2.0	24,000	1.9	0	0.0	
投 資 有 価 証 券	24,000	2.0	24,000	1.9	0	0.0	
2 特 定 資 産	422,776	34.7	437,571	34.4	△ 14,795	△ 3.4	
(1) 退 職 給 付 引 当 資 産	29,215	2.4	43,452	3.4	△ 14,236	△ 32.8	
普 通 預 金	9,215	0.8	23,452	1.8	△ 14,236	△ 60.7	
定 期 預 金	20,000	1.6	20,000	1.6	0	0.0	
(2) 経 営 安 定 準 備 資 産	200,000	16.4	200,000	15.7	0	0.0	
普 通 預 金	937	0.1	3,690	0.3	△ 2,752	△ 74.6	
定 期 預 金	10,000	0.8	10,000	0.8	0	0.0	
投 資 有 価 証 券	189,062	15.5	186,309	14.7	2,752	1.5	
(3) 神 戸 み ど り の 夢 基 金 資 産	128,508	10.5	128,042	10.1	465	0.4	
土 地	16,102	1.3	16,102	1.3	0	0.0	
普 通 預 金 ( 指 定 )	322	0.0	803	0.1	△ 480	△ 59.8	
普 通 預 金 ( 一 般 )	3,689	0.3	3,364	0.3	324	9.6	
投 資 有 価 証 券 ( 指 定 )	50,743	4.2	50,121	3.9	621	1.2	
投 資 有 価 証 券 ( 一 般 )	57,650	4.7	57,650	4.5	0	0.0	
(4) 六 甲 山 も り づ く り 基 金	65,051	5.3	66,076	5.2	△ 1,025	△ 1.6	
普 通 預 金	5,051	0.4	8,076	0.6	△ 3,025	△ 37.5	
定 期 預 金	40,000	3.3	—	0.0	40,000	皆増	
投 資 有 価 証 券	20,000	1.6	58,000	4.6	△ 38,000	△ 65.5	
3 そ の 他 固 定 資 産	210,455	17.3	229,059	18.0	△ 18,604	△ 8.1	
建 物	35,556	2.9	37,595	3.0	△ 2,038	△ 5.4	
構 築 物	22,422	1.8	29,310	2.3	△ 6,887	△ 23.5	
車 輜 運 搬 具	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
器 具 備 品	57,761	4.7	58,763	4.6	△ 1,001	△ 1.7	
電 話 加 入 権	173	0.0	173	0.0	0	0.0	
保 証 金	15,363	1.3	15,363	1.2	0	0.0	
投 資 有 価 証 券	50,375	4.1	50,375	4.0	0	0.0	
設 備 造 作	11,480	0.9	11,842	0.9	△ 361	△ 3.0	
商 標 権	92	0.0	—	0.0	92	皆増	
リ ー ス 資 産	16,173	1.3	25,213	2.0	△ 9,040	△ 35.9	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,056	0.1	423	0.0	632	149.4	
負 債 及 び 正 味 財 産	1,218,267	100.0	1,270,574	100.0	△ 52,306	△ 4.1	
負 債	603,802	49.6	695,524	54.7	△ 91,721	△ 13.2	
I 流 動 負 債	529,920	43.5	594,948	46.8	△ 65,027	△ 10.9	
未 払 費 用	389,572	32.0	473,479	37.3	△ 83,906	△ 17.7	
前 受 金	6,414	0.5	7,219	0.6	△ 805	△ 11.2	
預 り 金	49,919	4.1	60,099	4.7	△ 10,179	△ 16.9	
賞 与 引 当 金	37,048	3.0	36,517	2.9	531	1.5	
納 税 充 当 金	16,744	1.4	222	0.0	16,522	ほぼ皆増	
未 納 消 費 税	20,743	1.7	7,720	0.6	13,022	168.7	
1 年 以 内 返 済 リ ー ス 負 債	9,477	0.8	9,690	0.8	△ 212	△ 2.2	
II 固 定 負 債	73,882	6.1	100,576	7.9	△ 26,693	△ 26.5	
退 職 給 付 引 当 金	29,215	2.4	43,452	3.4	△ 14,236	△ 32.8	
預 り 保 証 金	37,447	3.1	40,427	3.2	△ 2,980	△ 7.4	
リ ー ス 負 債	7,219	0.6	16,696	1.3	△ 9,477	△ 56.8	
正 味 財 産	614,464	50.4	575,049	45.3	39,415	6.9	
I 指 定 正 味 財 産	156,220	12.8	157,104	12.4	△ 884	△ 0.6	
(うち基本財産への充当額)	(24,000)	—	(24,000)	—	(0)	—	
(うち特定資産への充当額)	(132,220)	—	(133,104)	—	(884)	—	
II 一 般 正 味 財 産	458,244	37.6	417,944	32.9	40,299	9.6	
(うち特定資産への充当額)	(261,339)	—	(261,014)	—	(△324.0)	—	



(5) 業務の適正を確保するための取組状況

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第90条第5項に基づく業務の適正を確保するための体制の整備について理事会で決定する必要はないが、業務の適正を確保するための取組状況は第7表のとおりである。

第7表 業務の適正を確保するための取組状況

項 目	主な取組	実施状況
法令及び定款の適合性	・ 運営の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する要綱	平成19年4月1日施行 平成24年4月1日最終改正
	・ 内部通報取扱要綱	平成19年9月1日施行 平成24年4月1日最終改正
	・ 監事による監査	決算に関する監査を年1回実施
	・ 自主監査の実施	年1回実施
	・ 顧問弁護士への相談	顧問契約を結び随時相談を行っている。
	・ コンプライアンスに関する啓発・研修	年1回研修を実施
情報の保存及び管理	・ 法人文書管理規程	平成14年4月1日施行 平成27年4月1日最終改正
	・ 個人情報保護規程	平成10年4月1日施行 平成27年12月1日最終改正
	・ 情報公開要綱	平成14年4月1日施行 平成28年4月1日最終改正
	・ 情報セキュリティポリシー	平成22年7月1日施行 平成30年10月30日最終改正
	・ 情報セキュリティ研修	年1回実施
損失の危険の管理	・ 防災組織計画	毎年度当初に改正
	・ 情報セキュリティポリシー	平成22年7月1日施行 平成30年10月30日最終改正
	・ 情報セキュリティ研修	年1回実施
効 率 性	・ 第4次中期経営計画（平成28年度～平成32年度）	平成28年3月23日策定
	・ 事務局規程	昭和56年11月2日施行 平成27年4月1日最終改正
	・ 専決規程	昭和56年11月2日施行 平成26年8月1日最終改正
	・ 会計規程	昭和56年11月2日施行 平成27年4月1日最終改正

## 5 監査の結果

協会は、平成28年度から令和2年度までを計画期間とした新中期経営計画において、「花と緑あふれるまち、動物とふれあうまち、そうした豊かなまちをめざし、市民とともに歩む」ことを経営理念としている。これを実現するため、まちの「魅力」と協会の「信頼」の向上をめざす基本方針を定め、「緑化を通じた魅力あふれるまちづくりの推進」「公園施設の管理運営」等の事業に取り組むとともに、計画期間中の行動計画の明示と各年度の目標設定を行っている。また、財務目標として、公益目的事業比率および収支の均衡を設定している。

監査の結果、事業面では、緑化啓発イベント、緑化活動助成事業など市民の緑化意識の高揚を図り、公園施設の維持管理とともに多様な利活用の促進を行った。さらに、動物に関する知識の普及と理解の増進事業を行うなど、設立の目的に沿って運営がなされているものと認められた。

また、神戸総合運動公園、森林植物園の指定管理についても、条例、指定管理協定書に従って概ね適正に管理運営が行われているものと認められた。なお、協会を構成団体のひとつとする共同事業体による公の施設の指定管理については、別途報告する。

しかし、事務の一部について改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

### (1) 経営に関する事項について（第5表参照）

当年度の経常収益は24億345万円、経常費用は23億4,562万円で、当期経常増減額は5,783万円である。

経常収益は、指定管理者事業収入の増等により、前年度に比べ5,755万円（2.5%）増加している。経常費用は前年度に比べ180万円（0.1%）増となっている。

経常収益の増加が経常費用の増加を上回っていることから、当期経常増減額も前年度に比べ、5,575万円（ほぼ皆増）増加している。

当期経常外増減額は、31万円（△67.6%）減少している。

### (2) 財政に関する事項について（第6表参照）

当年度末の資産は12億1,826万円で、未払費用の減に伴う預貯金の減等により、前年度末に比べ5,230万円（△4.1%）減少している。負債は6億380万円で、未払費用の減等により、前年度末に比べ9,172万円（△13.2%）減少している。正味財産は6億1,446万円であり、一般正味財産の増により、前年度末に比べ3,941万円（6.9%）増加している。

### (3) 指摘事項

#### ① 備品管理を適正に行うべきもの

指定管理基本協定書によると、指定期間中に指定管理料で購入した管理備品のうち、施設利用もしくは管理の目的物となるものの帰属は神戸市、一般事務に資する事務用品等の帰属は指

定管理者となっている。

また、管理運營業務仕様書によれば、「神戸市に帰属する備品については、神戸市物品会計規則等に基づいて管理する」とし、物品会計規則では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適當なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利にしなければならない。」と定めている。

神戸総合運動公園、森林植物園では、神戸市に帰属する備品について、管理簿に記載されているが備品番号票等で明示されておらず、帳簿との対照が困難で、備品の特定が行いづらい状況であった。

備品を容易に特定するため、帳簿との対照に便利になるよう、神戸市物品会計規則等に基づき、備品番号票等で明示し、管理を行うべきである。

また、本市所管局は、神戸市物品会計規則等に基づき、適正に物品を管理するよう指定管理者を指導するべきである。

(平成 30 年度購入備品：抜粋)

品名	数量	購入年月日	取得価格
テニスコート用ベンチ	2	H30.07.06	¥31,212-
	3	H30.10.16	¥31,212-
	2	H31.03.19	¥33,372-
卓球台	5	H30.07.20	¥187,920-
かんたんテント	1	H31.02.21	¥116,640-
	2	H31.02.21	¥89,640-

#### (4) 意見

##### ① 文書の管理について

協会の文書管理規程では、「文書の保存期間は、法令その他別の定めによる保存期間を除くほか、永年、10年、5年、3年及び1年の5種類とする。」とし、保存期間は、「経営部長が定める文書分類表による。」とされている。この文書分類表によれば、小口現金関係書類の保存期間は3年とされている。

協会では、会計規程及び小口現金取扱要綱に基づき、小口現金管理者である各課長は、小口現金を毎月精算し、その精算報告書を出納長である総務課長に提出しなければならないことになっているが、動物園事業部事業課の平成30年10月分小口現金の精算報告書が所在不明となっていた。(写しが動物園事業部事業課にあり)

協会の文書管理規程に基づき、文書管理されたい。

##### ② 要綱の改正について

協会の小口現金取扱要綱では、各所属の小口現金の前渡額を定め、「年度末において精算残金があるときは、その残金を戻入処理を行う」と規定している。

しかし、協会の各所属においては、年度末に小口現金の残金を戻入せず、その残額を保留額

として、翌年度4月に前渡額までの差額の補充を行っていた。

小口現金は「日常発生する少額の現金支払をするために」その支払資金を備えておくものであるから、各所属で運用されているとおりに、継続して手元に持つべきものであり、年度末の戻入処理は不要と考えられる。

年度末の戻入処理は不要となるよう、要綱改正されたい。

### ③ 売上金の管理について

協会の会計規程では、「現金は、協会の諸規程に基づき最も安全かつ適正に保管しなければならない」と規定されている。

協会が管理する動物園遊戯施設の売上金については、案内所売上は毎日、券売機売上については月に1～2回、回収され、事務所内金庫室金庫にて保管されたあと、月に1回、警備会社により搬出される。

現金の保管は、金庫で厳重に行われているものの、月1回の搬出では、その間積み上がり続ける現金を保管することとなる。当該協会内で比較しても、動物園遊戯施設では年間約1億8,500万円の現金を取り扱うのに対し、離宮公園は約6,800万円、森林植物園は約5,200万円となっているが、これら施設では入金機を導入し、毎日売上金を入金することにより、多額の現金保管を回避している。

現金の安全かつ適正な保管を図るためにも、現金が警備会社の管理下となる入金機の導入や警備会社の現金搬出頻度を増やすなど、多額の現金の金庫保管を回避されたい。

### 凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。  
「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。  
「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。  
「ほぼ皆減」----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。